

さつま町国土強靱化地域計画  
(計画期間：令和 8 年度～令和 12 年度)

さつま町  
令和 8 年 3 月改定  
(令和 2 年 12 月策定)  
(令和 4 年 1 月修正)

# 目 次

## 第1章 強靱化地域計画見直しの趣旨等

第1節	町強靱化地域計画見直しの趣旨	1
第2節	町地域計画の位置付け	1
第3節	計画期間	2

## 第2章 基本的な考え方

第1節	基本目標	2
第2節	事前に備えるべき目標	2
第3節	基本的な方針	2

## 第3章 町の地域特性及び災害想定

第1節	地域特性	4
第2節	災害リスク	5

## 第4章 脆弱性評価

第1節	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	7
第2節	脆弱性評価結果	8

## 第5章 町地域計画の推進方針

第1節	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針	24
第2節	指標	39

## 第6章 本計画の推進

第1節	町の他の計画等の必要な見直し	40
第2節	町地域計画の進捗管理	40
第3節	リスクシナリオごとの施策の推進と重点化	40
	用語解説	42

別紙第1	地域強靱化推進方針に基づく取組等一覧	44
別紙第2	鹿児島県地域計画 さつま町分掲載	49
別紙第3	関係府省庁の支援等に係る交付金・補助金についての問い合わせ先	50

# 第1章 強靱化地域計画策定見直しの趣旨等

## 第1節 町強靱化地域計画見直しの趣旨

国においては、東日本大震災の発生などを踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年(2013年)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)を制定し、平成26年(2014年)6月には「国土強靱化基本計画」(以下「国基本計画」という。)を定め、その後、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(平成30年12月14日閣議決定)」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)」等に基づき、国土強靱化の取組みを推進してきた。

基本法が制定されて、10年が経過しようとする中、令和5年6月14日には、「国土強靱化実施中期計画の策定の法定化」及び「国土強靱化推進会議の設置」を主な内容とする改正法「国土強靱化基本法(以下「改正法」という。)」が制定され、同年7月28日、新たな「国土強靱化基本計画」が改定された。

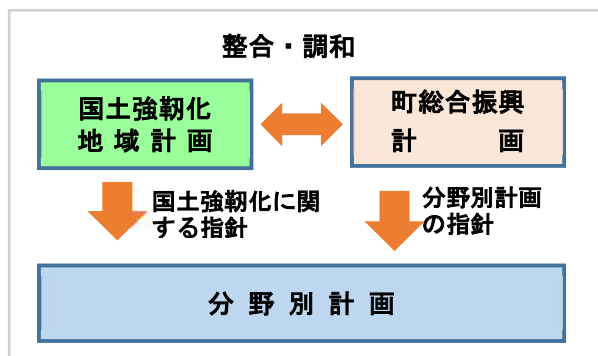
鹿児島県では、この基本法に基づき、大規模な自然災害が起こっても機能不全に陥らずいつまでも「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域の構築に向けた「県土の強靱化」を推進するために「鹿児島県地域強靱化計画」(以下「県地域計画」という。)を平成28年3月に策定したが、その後、数回の見直しや改正法(令和5年7月の基本計画の見直し等)を踏まえ、令和7年3月計画の見直しが行われている。

さつま町強靱化地域計画(以下「町地域計画」という。)は、これまでに取り組んできた防災・減災対策を念頭に、今後の本町の強靱化に関する施策を、「国の基本計画」や「県地域計画」との整合・調和を図りながら、国、県、民間事業者など関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進したものの、令和5年7月の基本計画の見直し及び令和7年3月の県地域計画の見直し等を踏まえ、かつ、第3次さつま町総合振興計画(以下「町総合振興計画」)との調和を図るため、町地域計画を見直し、地域強靱化の歩みの加速化・深化を図ることとした。

## 第2節 町地域計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、町総合振興計画との調和を図るとともに、地域強靱化の観点から、本町における様々な分野の計画等の指針となるものである。

〈図 町総合振興計画との関係〉



### 第3節 計画期間

町地域計画の内容は、国基本計画に準じて概ね5年ごとに見直すこととする。

今回の計画期間については、町総合振興計画（前期基本計画）に合わせることにし、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）とする。

## 第2章 基本的な考え方

### 第1節 基本目標

大規模な自然災害が起こっても、次の4つを基本目標として、本町における「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な町土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進することとする。

- ① 町民の生命を守ること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること

### 第2節 事前に備えるべき目標

本町における国土強靱化を推進するうえで事前に備えるべき目標として、次の6つを設定する。

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を最大限防ぐ
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧に復旧させる
- ⑥ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 第3節 基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりについて、平成18年鹿児島県北部豪雨災害や平成9年鹿児島県北西部地震など過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進する。

#### 1 強靱化に向けた取組み姿勢

- ① 本町の強靱性を損なう要因にあらゆる側面から検討を加え、取組みにあたること
- ② 短期的な視点によらず、時間管理概念とEBPM（Evidence-based Policymaking）：証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組むこと

- ③ 災害に強い町づくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長に繋げるとともに、地域との連携を強化する視点を持つこと
- ④ 大規模災害に備え、県や近隣市町村との連携だけでなく、国や県外の地方自治体及び民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備すること
- ⑤ デジタル等新技術の活用に努める

## 2 効率的な施策の推進

- ① 災害リスクや地域の状況に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を整備すること
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、町）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること
- ④ 人口減少等に起因する地域の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱化確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や財政資金の効率的かつ効果的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること
- ⑤ 国や県の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用を図ること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること
- ⑥ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること
- ⑦ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること

## 3 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の強靱化の推進には、地域の共助による取組みも重要であることから、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めること
- ② 高齢者、障がい者、外国人、女性、子ども等の状況に配慮して施策を講じること
- ③ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること

## 第3章 町の地域特性及び災害想定

### 第1節 地域特性

#### 1 地 形

さつま町は、鹿児島県の北西部、北薩地域の中心部にあり、鹿児島市から約40kmのところに位置する。

周囲を山々に囲まれた盆地で、町は東西27.3km、南北22.0kmの範囲に及び面積は303.43km<sup>2</sup>、鹿児島県の3.3%を占めている。

地形は、一般に小山系、小河川と点在する小平野からなり、紫尾山（1,067m）から分岐する丘陵地が広がっている。これらの山系から流れる河川は、川内川・夜星川・海老川・久富木川・五反田川・泊野川・穴川・南方川等があるが、町の中央を東西に貫流する川内川を除いて、いずれも短い河川で、平野は河川に沿って分散分布している。

川内川は、全長137km、流域面積1,595km<sup>2</sup>に及ぶ南九州第一の大河である。

川内川は東西に流れており、梅雨期には前線が重なり最も集中的に流れ込みやすい地形となっている。

#### 2 気 候

気候は、太平洋岸気候区に属しているが、周囲を山々に囲まれた盆地であるため、夏は蒸し暑く、冬の冷え込みが厳しい内陸的な気候となっている。

降水量は、年間2,300～2,400mmを超え、鹿児島県平均の2,200mmと比較しても多く、特に6月には約600mmと年間を通じて最も多くの雨量がある。また、6月から7月にかけての梅雨、8月から9月にかけての台風シーズンの時期には、集中豪雨、暴風雨に見舞われることも多く、各地でがけ崩れや道路の決壊、耕地の冠水などの被害が発生している。

年間の最高気温は36℃、最低気温は-4.6℃であり、平均気温は17℃である。冬には紫尾山に冠雪や樹氷が見られ、平地においても積雪を観測することもある。

#### 3 人 口

本町の人口（令和2年国勢調査）は20,243人、世帯数は9,231戸で、前回の国勢調査（平成27年）から2,157人余り、約10%の減少となっている。

また、高齢化の状況は、令和2年の国勢調査で8,447人、率にして41.7%と町民の2.4人に1人が65歳以上の高齢者となっている現状であり、本町の高齢化は、県全体より20年、全国より35年早く進行しているといえる。

## 第2節 災害リスク

### 1 風水害

本町の過去の気象災害のうち、特に被害が大きいのは大雨及び台風である。これは6月から8月にかけて大雨が降ることが多く、また、東シナ海側を通過する台風では、勢力の強い状態で猛威にさらされることが原因である。また、本町は暖かく湿った空気が山地の斜面等に当たり上昇気流を発生させ、町内に集中的な大雨を発生させることもある。このような地形により、本町を東西に流れる川内川や、北部を流れる夜星川、泊野川、東部を流れる穴川、南部を流れる久富木川は氾濫の可能性がある。

本町においては、既往の風水害のうち、最大規模であった昭和47年7月、平成5年8月及び平成18年の豪雨災害と同程度の規模の災害を想定災害とする。

#### 【過去の主な水害による被害】

発生年月日	原因	被害概要
昭和47年7月	洪水	全壊147世帯、半壊21世帯、床上浸水340世帯、床下浸水128世帯
		全壊14棟、床上浸水22棟、床下浸水46棟 被害額 734,048千円
		—
平成5年8月	前線豪雨	床上浸水16世帯、床下浸水25世帯
		床上浸水2棟 被害額 523,000千円
		死亡1人、被害額 6億1,590万円
平成18年7月	集中豪雨	死者1人 軽傷3人 全壊 219棟 (214世帯) 半壊361棟 (346世帯) 一部損壊6棟 (6世帯) 床上浸水114棟 (86世帯) 床下浸水115棟 (102世帯) 被害額 83億円
令和3年7月	集中豪雨 (線状降水帯発生)	半壊9棟 (9世帯) 一部損壊59棟 (58世帯) 床上浸水6棟、床下浸水45棟 被害額 33億円

(注) 被害概要の上段……旧宮之城町 中段……旧鶴田町 下段……旧薩摩町

### 2 地震災害

鹿児島県は、九州では比較的有感地震の発生が少ない地域であるが、県北境には大小様々な火山からなる霧島火山群がそびえ、さらに、南に延びるトカラ列島も多数の火山を擁している。

また、始良カルデラの南縁には過去幾多の大爆発を繰り返し、現在なお活発な活動を続けている桜島が控えている。そして過去には、南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび大きな地震が発生し、多数の尊い人命が失われた事例も残されている。

本町においては、平成9年3月、5月に発生した県北西部地震では、大きな被害を受けている。

したがって、今後もなお、長期にわたる群発地震や短期の局発地震が発生して、大きな災害を引き起こすことも十分考えられるので、町は、平常から災害に備える体制を整えておくことが必要である。

本町においては、影響が大きいと考えられる「県北西部直下地震」と「南海トラフ地震」を想定災害とする。

【過去の主な地震による被害】

発生日	名称	被害概要
平成9年3月、5月	県北西部地震	負傷者28人、全壊2棟、半壊13棟
		全壊2棟、半壊15棟、一部損壊1,389棟
		一部損壊107棟

(注) 被害概要の上段……旧宮之城町 中段……旧鶴田町 下段……旧薩摩町

本町全体の被害想定結果（「鹿児島県地震等災害被害予測調査」結果による）、また、孤立するおそれのある集落は、次のとおりである。

【鹿児島県地震等被害予測調査結果（H24～H25）】

		県北西部直下	南海トラフ（最大値）
地震規模	地震規模	マグニチュード7.0	マグニチュード9.0
	タイプ	活断層	プレート型
	最大想定震度	震度6弱	震度6弱
建物	全壊棟数	20棟	90棟
	半壊棟数	70棟	270棟
人的被害	死者数	僅か	僅か
	負傷者数	—	僅か
	重傷者数	—	僅か
	避難者数	20人	130人
ライフライン被害	上水道	機能支障率	1%
	電力		僅か
	固定電話		僅か
道路被害		—	10件

(注1) 建物棟数は全部で23,720棟

【孤立するおそれのある集落】

地区数	地区名
3地区	大俣、武白猿、南川

## 第4章 脆弱性評価

### 第1節 起きてはならない最悪の事態

本町で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、国基本計画や県地域計画、本町の地域特性を踏まえ、6つの「事前に備えるべき目標」において、その妨げとなる28の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生
		1-2	地震に伴う、密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模地震等による多数の死者の発生
		1-4	突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊、天然ダムの損壊など)等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水、電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による企業活動等の停滞
		4-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	物流機能等の大幅な低下
		4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響
		4-5	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-6	農地・森林や生態系等の被害に伴う町地の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	ライフライン(電気、ガス、上下水道等)の長期間にわたる機能停止

	限に留めるとともに、早期復旧に復旧させる	5-3	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
6	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態
		6-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済統への甚大な影響

## 第2節 脆弱性評価結果

28の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、本町が取り組んでいる施策について、その取組み状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価を次のとおり行った。

### 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生

##### ① 住宅・建築物の耐震化の促進

市街地における住宅・建築物の倒壊などにより、多数の人的被害が想定されるため、住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

##### ② 医療・社会福祉施設の耐震化

建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する必要がある。

##### ③ 交通施設、沿線、沿道建物の耐震化

交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、交通施設及び沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

##### ④ 無電柱化

電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが予想されるため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

## ⑤ 公共施設等の耐震化

活動拠点となる公共施設等が被災すると避難等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する必要がある。

また、計画的に老朽化対策に取り組む必要がある。

## ⑥ 造成宅地の防災・減災対策の促進

盛土崩壊等による宅地等の被害を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握対策等を促進する必要がある。

## ⑦ 多数の人が利用する建築物の耐震化

不特定多数の人が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、不特定多数の人が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。

## ⑧ 防災訓練や防災教育等の推進

学校や職場、地域の自治組織、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する必要がある。また、推進にあたっては、消防・警察等の関係機関と更に連携を図る必要がある。

## ⑨ 避難生活の環境改善に資する避難所の防災機能等の強化促進

避難生活の環境改善を図るため、トイレ整備や空調設置、バリアフリー化等の避難所における防災機能の強化と避難生活に必要な備蓄品の確保を促進する必要がある。

## 1-2 地震に伴う、密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

### ① 消防団や自主防災組織等の充実強化

自主防災組織等の活性化や、消防団の団員確保や使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す等地域防災力の向上を図る必要がある。

### ② 火災予防・被害軽減、危険物事故防止対策、電気火災防止等の推進

火災予防及び火災時の被害軽減のため、違反是正の推進並びに感震ブレーカーの普及、キャンペーン等による防火対策の推進等を図る必要がある。

### ③ 土地区画整理事業の推進

大規模地震等が発生した場合、住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し、多数の死傷者が発生するなどの被害ことが想定されるため、土地区画整理事業による避難場所の役割を担うオープンスペースの確保し、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

### ④ 都市公園事業の推進

市街地での大規模火災が発生することが想定されるため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園等を確保する必要がある。

### 1-3 広域にわたる大規模地震等による多数の死者の発生

#### ① 避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化の促進等

避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されるため、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組みを推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める必要がある。

#### ② 高規格幹線道路等の整備

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、整備を推進する必要がある。

#### ③ 南海トラフ地震防災対策推進計画の策定及び対策の促進

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、本町は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、南海トラフ地震防災対策推進計画を策定及びその対策を促進する必要がある。

### 1-4 突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

#### ① 河川改修等の治水対策の推進

過去に大きな浸水被害が発生した河川において、現在、河道掘削、築堤等の整備を推進している。しかしながら近年、気候変動により水災害が激甚化・頻発化しており、現在の取組について、整備の必要性、緊急性、地元の協力体制など優先度を総合的に判断しながら、より一層の整備推進を図るとともに、河道掘削や河道内樹木の伐採等による流下能力の向上、水防拠点の整備、また河川空間のオープン化等を活かしたあらゆる機会を通じた地域住民の防災意識の啓発等を図る必要がある。

#### ② 防災情報の高度化、地域水防力の強化

防災情報の高度化、地域水防力の強化、洪水等を想定した避難訓練等のソフト対策を組み合わせ実施しているが、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する必要がある。

#### ③ 防災情報の高度化

水害リスク情報の充実、浸水常襲箇所への低コストな浸水センサ設置等によるきめ細かな情報提供、水位予測情報の長時間化や精度向上を推進するなど、防災情報の更なる高度化を図る必要がある。

また、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定する必要がある。

#### ④ 雨量や河川水位などの防災情報の提供

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生じるおそ

れがあるため、防災行政無線や町ホームページ等による住民への広報に努めていく必要がある。また、今後、道路規制情報や避難所情報など、防災情報の提供を行うことで機能向上を図り、一層の周知及び活用に努め地域防災力の向上を図る必要がある。

#### ⑤ 内水対策に係る人材育成

広域かつ長期的な市街地の浸水が想定されるため、内水対策について、より迅速な対応を行うための人材育成を推進する必要がある。

### 1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、天然ダムの損壊など）等による多数の死傷者の発生

#### ① 治山事業の推進

集中豪雨の発生頻度の増加により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

#### ② 土砂災害防止施設整備の推進

豪雨のみならず、南海トラフ地震等、将来発生が予想されている大地震を踏まえて、人家が集中している箇所やまちづくり等の観点から特に重要な地域及び社会・経済活動を支える機動的なインフラを守るため、引き続きの砂防施設等の整備により土砂・流木対策を推進する必要がある。

#### ③ 土砂災害警戒区域等の指定推進

頻発化する土砂災害に対し、高精度な地形図を活用した基礎調査を実施し、引き続き土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、气象台と共同で発表する土砂災害警戒情報の精度向上等に取り組むことで、住民等の円滑な避難を促進する必要がある。

#### ④ かけ地等に近接する危険住宅の移転促進

かけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進する必要がある。

## 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

### 2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

#### ① 消防施設の耐震化・情報通信機能の耐災害性の強化

地域における活動拠点となる消防施設の耐災害性を強化する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

#### ② 高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、整備を推進する必要がある。

### ③ 消防の体制等強化、災害派遣チーム等の受入

消防において、災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。さらに、緊急消防援助隊、災害派遣医療チーム（DMAT）、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）などの派遣隊の受入体制を整えておく必要がある。

### ④ 災害時に防災拠点となる庁舎等の耐震化

災害時に防災拠点となる庁舎・避難所等について耐震化を進める必要がある。

## 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

### ① 高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、整備を推進する必要がある。

### ② 災害時の医療機関の対応マニュアルの作成

災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することも想定した病院防災マニュアル及び業務継続計画（BCP）の作成を促進する必要がある。

### ③ ドクターヘリの活用

災害時での緊急対応ができるよう、県が運航するドクターヘリについて、県及び関係機関との連携を強化する必要がある。

## 2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死傷者の発生

### ① 災害時に防災拠点となる庁舎等の耐震化（再掲 2-1-④）

災害時に防災拠点となる庁舎・避難所等について耐震化を進める必要がある。

### ② 公共施設等の耐震化（再掲 1-1-⑤）

活動拠点となる公共施設等が被災すると避難等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する必要がある。

また、計画的に老朽化対策に取り組む必要がある。

### ③ 電力供給遮断時の電力確保

防災拠点において、災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要がある。なお、電力の確保においては、蓄電池等の確保をはじめ、備蓄している非常用発電機については、必要な燃料等の確保と容量の強化が必要である。

### ④ 医療・社会福祉施設の耐震化（再掲 1-1-②）

建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐

震化を促進する必要がある。

#### ⑤ 避難所運営マニュアルの策定及びその運営体制の確保

地震発生等の災害時に避難所の運営が円滑に行われるよう、高齢者などの要配慮者や女性、子どものニーズへの対応等を盛り込んだ「避難所運営マニュアル」を策定し、運営体制を整備しておく必要がある。

#### ⑥ 応急給水体制の整備

水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障をきたすおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

また、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時応援協定」に基づき応急給水や応急復旧の応援要請を行う必要がある。

#### ⑦ 災害時保健活動及びDHEAT受援体制の整備

被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する必要がある。

#### ⑧ 高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、整備を推進する必要がある。

#### ⑨ 避難生活の環境改善に資する避難所の防災機能等の強化促進（再掲 1-1-⑨）

避難生活の環境改善を図るため、トイレ整備や空調設置、バリアフリー化等の避難所における防災機能の強化と避難生活に必要な備蓄品の確保を促進する必要がある。

### 2-4 被災地での食料・飲料水、電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

#### ① 水道施設の耐震化

水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障をきたすおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道事業者に対して、国庫補助を活用した施設整備を助言するなど、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

#### ② 物資輸送ルートの確保

大規模災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することを防止するため、本町と国道・県道を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網を確保する必要がある。

また、道路施設や橋梁などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を確実に実施する。併せて、物資輸送ルートの早期啓

開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する必要がある。

### ③ 高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、整備を推進する必要がある。

### ④ 備蓄物資の供給体制等の強化

町備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

### ⑤ 応急給水体制の整備（再掲 2-3-⑥）

水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障をきたすおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

また、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時応援協定」に基づき応急給水や応急復旧の応援要請を行う必要がある。

### ⑥ 支援計画の策定等及び「新物資システム（B-PLo）」の操作方法等の習熟

被災による物資供給に対し、国や県、町内事業者等から物的支援を受ける必要があるため、この受入体制を整備した支援計画の策定及び物資拠点の拡充等の促進及び支援計画の要素を取り入れた防災訓練等の実施により、物的支援の受援体制を強化する必要がある。

また、国の「新物資システム（B-PLo）」を関係機関での情報共有や、被災地のニーズ把握や物資拠点の在庫管理等の手段として活用することが物資の円滑な調達につながることから、防災訓練等を活用して同システムの操作方法等の習熟を促す必要がある。

## 2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

### ① 一時滞在施設の確保

帰宅困難者の受入に必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。

### ② 備蓄物資の供給体制等の強化（再掲 2-4-④）

町備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

## 2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

### ① 高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、整備を推進する必要がある。

### ② 孤立集落を未然に防止するための災害に強い道路づくりの推進

孤立化のおそれのある集落へのアクセスに配慮するため、崩土や落石等の危険性がある箇所

の法面对策や橋梁の耐震対策などを着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する必要がある。

### ③ 行政機関の機能低下の防止

行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。

### ④ 災害時に防災拠点となる庁舎等の耐震化

災害時に防災拠点となる庁舎・避難所等について耐震化を進める必要がある。

### ⑤ 物資輸送ルートの確保（再掲 2-4-②）

大規模災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することを防止するため、本町と国道・県道を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網を確保する必要がある。

また、道路施設や橋梁などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を確実に実施する。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する必要がある。

## 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

### ① 感染症の発生・まん延防止

浸水被害等により、感染症の病原体に汚染された場所が発生するおそれがある。感染症の発生予防・まん延防止のため、消毒作業を行うが、その際、消毒指示を行う保健所と連携に努める必要がある。

コロナ禍において、医療機関等で使用するマスク等が不足したことから、医療機関用等のマスク、ガウン等を備蓄する必要がある。

### ② 下水道BCPの策定

下水施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が予想される。このため、下水道BCPを策定し、下水を速やかに排除、処理する体制を整える必要がある。

## 3 必要不可欠な行政機能は確保する

### 3-1 行政機関職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

#### ① 公共施設等の耐震化（再掲 1-1-⑤）

活動拠点となる公共施設等が被災すると避難等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する必要がある。

また、計画的に老朽化対策に取り組む必要がある。

#### ② 電力供給遮断時の電力確保（再掲 2-3-③）

防災拠点において、災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要がある。なお、電力の確保においては、蓄電池等の確保をはじめ、備蓄している非常用発電機については、必要な燃料等の確保と容量の強化が必要である。

### ③ BCPの見直し等

業務継続体制を強化するため、町の業務継続計画（BCP）の見直し及び実効性向上を図る必要がある。

### ④ 市内LAN及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等

市内LAN（Local Area Network）及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を実施する必要がある。

### ⑤ 受援計画の策定及び防災訓練の実施等による人的支援に係る受援体制の実効性確保

被災による行政機能の大幅な低下に対し、他の自治体から応援職員を受け入れる必要があるため、人的支援の受入体制を整備した受援計画の策定及び受援計画の要素を取り入れた防災訓練等の実施を促進すること等により、人的支援に係る受援体制の実効性を確保強化する必要がある。

## 4 経済活動を機能不全に陥らせない

### 4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による企業活動等の停滞

#### ① 食料等の物資供給の確保

大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、道路の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害対策等を着実に推進する必要がある。

#### ② 高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、整備を推進する必要がある。

#### ③ 企業におけるBCP策定等の支援

自然災害等に対する事業継続の備えを怠った場合、売上の急激な減少に見舞われ、事業の縮小や廃業が増える恐れが高まる。また、雇用や技術、ノウハウが失われ、地域経済への影響が危惧される。人手不足等でBCP策定はハードルが高いと感じている企業も多いため、簡易版BCPである事業継続力強化計画の策定や同計画をベースとしたBCPの策定を伴走支援することにより、町内の企業のBCP策定を後押しし、事業継続力を強化する必要がある。

#### ④ 企業の防災対策関連施設等の整備の支援

東日本大震災を契機として、企業におけるBCPの重要性が高まっており、企業間の取引においてもBCP策定の有無が問われている。

町内企業のBCP対策を促進し、雇用機会の確保を図るため、進出企業が行う防災対策関連の施設・設備の整備を支援する必要がある。

## 4-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

### ① 危険物施設の安全対策等の強化

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時の応急措置等における優先順位を防災規定等に定めるなど地震対策の強化を進める必要がある。

### ② 危険物施設等の災害に備えた消防力の強化

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

## 4-3 物流機能等の大幅な低下

### ① 道路の防災対策の推進

道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定される。このため、地震、洪水、土砂災害等の道路の防災対策を着実に推進する必要がある。

### ② 高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、整備を推進する必要がある。

## 4-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響

### ① 食糧等の物資供給確保（再掲 4-1-①）

大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、食料の安定供給の停滞が想定される。このため道路の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害対策等を着実に推進する必要がある。

### ② 高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、整備を推進する必要がある。

### ③ 備蓄物資の供給体制等の強化（再掲 2-4-④）

町備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

### ④ 受援計画の策定等及び「新物資システム（B-PLo）」の操作方法等の習熟（再掲 2-4-⑥）

被災による物資供給に対し、国や県、町内事業者等から物的支援を受ける必要があるため、この受入体制を整備した受援計画の策定及び物資拠点の拡充等の促進及び受援計画の要素を取り入れた防災訓練等の実施により、物的支援の受援体制を強化する必要がある。

また、国の「新物資システム（B-PLo）」を関係機関での情報共有や、被災地のニーズ把

握や物資拠点の在庫管理等の手段として活用することが物資の円滑な調達につながることから、防災訓練等を活用して同システムの操作方法等の習熟を促す必要がある。

#### ⑤ 農道・農道橋の防災・減災対策の推進

農道・農道橋の被害に伴う食料等の安定供給の停滞等を防止するため、総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。

#### ⑥ 農業農村整備に係る防災・減災対策の促進

農業水利施設のGISデータ整備や、農地浸水マップの作成、農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の開発・共有等により、農業農村整備に係る防災・減災対策を促進する。

### 4-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

#### ① 応急給水体制の整備（再掲 2-4-⑤）

水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障をきたすおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

また、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時応援協定」に基づき応急給水や応急復旧の応援要請を行う必要がある。

#### ② 水道施設の耐震化（再掲 2-4-①）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障をきたすおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道事業者に対して、国庫補助を活用した施設整備を助言するなど、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

#### ③ 農業水利施設の戦略的な維持管理・機能強化

農業水利施設の被害に伴う用水供給途絶等を防止するため、戦略的な維持管理・機能強化を推進する必要がある。

### 4-6 農地・森林や生態系等の被害に伴う町地の荒廃・多面的機能の低下

#### ① 適切な森林整備の推進

適期に施業が行われていない森林や、伐採後植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害の発生するおそれもある。このため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

#### ② 農地侵食防止対策の推進

豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の侵食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定される。このため、被害を未然に防止するための農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する必要がある。

#### ③ 治山事業の推進（再掲 1-5-①）

集中豪雨の発生頻度の増加により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。

このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

#### ④ 鳥獣被害防止対策の推進

野生鳥獣による農林業被害により、営農意欲の減退を招き、荒廃農地の発生の要因となる。このため、鳥獣被害の防止に向けて、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」取組みを、一体的かつ総合的に推進する必要がある。

#### ⑤ 鳥獣害対策の強化

鳥獣による被害を受けた森林等は、健全性が低下し荒廃することで、山地災害の発生につながるおそれがある。このような事態を未然に防ぐため、鳥獣害対策を強化する必要がある。

#### ⑥ 活動火山周辺地域防災営農対策

桜島の降灰により農作物等が被害を受け、品質低下の原因となることが想定される。このため、ビニールハウスや降灰対策機械等を導入し、品質の向上に努め農家の経営安定を図る必要がある。

### 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

#### 5-1 テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

##### ① 災害に強い情報通信基盤の整備

インターネット等の多様な情報獲得手段も確保していく必要がある。

##### ② 情報通信機能の耐災害性の強化等

震度6弱以上の地震が想定される地域では、屋外施設や重要家屋の被災及び電柱の折損などにより通信設備の損壊等が発生し、音声通信やパケット通信の利用困難が想定される。このため、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る必要がある。

##### ③ 基幹系ネットワークの機器等の冗長化等

基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を実施する必要がある。

##### ④ 住民への災害情報提供

住民への災害情報提供にあたり、町と自主防災組織などが連携して、災害時に支障をきたさないよう、対策を推進する必要がある。

##### ⑤ 情報通信手段の多重様化、確実化

全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動装置の活用や、防災行政無線の維持・更新及びや消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手

段の多重化・確実化を進める必要がある。

また、他の情報システムの連携や衛星通信など最新のデジタル技術の活用を進め、より迅速かつ的確な災害情報の把握が可能となるシステムへの機能向上を図る必要がある。

さらに、旅行者や高齢者・障害者、外国人等にも配慮した提供手段を確保し多言語やITを活用した分かりやすい情報発信を進める必要がある。

## 5-2 ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

### ① 防災拠点等への再エネ設備等の導入促進

災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるよう多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、「災害に強く、環境負荷の小さい地域づくり」を行うために、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入も図る必要がある。

### ② 水道施設の耐震化（再掲 2-4-①）

水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障をきたすおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道事業者に対して、国庫補助を活用した施設整備を助言する」など、水道施設の耐震化を促進する必要がある。

### ③ 農業集落排水施設の老朽化対策の推進

農業集落排水施設が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に進め、施設の安全性を高める必要がある。

### ④ 浄化槽台帳システムの整備等

浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の把握等に利する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る必要がある。

### ⑤ し尿処理施設の防災対策の強化

し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障をきたすことが想定されるため、災害時における施設の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制の更なる強化等に努める必要がある。

### ⑥ 下水道BCPの策定（再掲 2-7-②）

下水施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が予想される。このため、下水道BCPを策定し、下水を速やかに排除、処理する体制を整える必要がある。

## 5-3 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

### ① 災害時の物資等輸送ルートの代替性・冗長性の確保

陸・海・空の輸送ルートを確実に確保するため、地震、水害、土砂災害、雪害、降灰対策等

を着実に進めるとともに、緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワーク構築や輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能過重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。

## ② 高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、整備を推進する必要がある。

## 6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態

#### ① 流域治水の推進

気候変動による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河道の拡幅などのハード対策や水位情報の提供などのソフト対策をはじめ、あらゆる関係者が協働して水災害対策を実施する流域治水プロジェクトの取組を重点的・集中的に実施する必要がある。

また、流域治水を強力に推進するための法的枠組みとなる「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、特定都市河川の指定や流域水害対策協議会の設置による流域治水の取組体制の強化を図り、総合的な浸水被害対策を盛り込んだ流域水害対策計画に基づき取組を推進する必要がある。

#### ② 里山林等の保全管理

大規模災害が発生した場合、山林や幹線道路沿線等の公益上重要な森林が荒廃することが想定される。防災の観点から森林環境の保全を図る必要がある。

### 6-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い振興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

#### ① 建設関係団体との応急復旧体制の強化、建設業における防災・減災の担い手確保・育成

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結等の取組みが進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者）の育成の視点に基づく横断的な取組みは行われていない。

また、地震、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

#### ② クラウド型システムを活用した被災者台帳作成の促進

大規模災害時においては、避難所の管理運営、住家の被害認定調査など膨大な被災者支援業務が発生することが想定されることから、クラウド型被災者支援システムを活用して、情報の一元管理と被災者台帳作成の促進を図る必要がある。

#### ③ 災害教訓の伝承による防災啓発の取組促進

過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝承するため、大規模災害に関

する記録を整理・保存するとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えて、防災啓発を図る。

### 6-3 大量に発生する災害廃棄物処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

#### ① 循環型社会形成推進交付金等を活用した廃棄物処理施設等の整備の促進

大規模自然災害が発生した場合、廃棄物処理施設やし尿処理施設が被災し、生活ごみやし尿の処理に支障を来すことが想定される。このため、市町村における廃棄物処理施設等の耐震対策等を促進する。

#### ② 災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む必要がある。

#### ③ 災害廃棄物処理計画の実効性の確保・向上

大規模自然災害が発生した場合、その被害は広域にわたり、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難となることが想定される。早急な復旧復興のためには、災害廃棄物の仮置き場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進めることに加え、災害廃棄物処理計画の確認・見直しや人材育成を行うなど、計画の実行性向上の確保・向上に資する、平時からの取り組みを促進する必要がある。

### 6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

#### ① 応急仮設住宅建設候補地リスト作成

応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、がけ崩れや浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう、定期的な情報更新を行う必要がある。

#### ② 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定

災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定して事前訓練等を実施する必要がある。

#### ③ 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供

災害時において、迅速に借上型応急仮設住宅を供給するため、県や関係機関等との連携を図る必要がある。

### 6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

#### ① 災害時の対応力向上のためのコミュニティ力強化

災害が起きた時の町民の対応力を向上するためには、コミュニティ力を構築する必要がある。本町においては、公民会や区公民館の活動支援のほか、自主防災組織によるハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりや、セーフコミュニティの推進等、コミュニテ

ィ力を強化するための支援等の取組みを充実させる必要がある。

## ② 文化財の保護管理

文化財の所有者、または管理者に対する防災体制の確立指導を行い、文化財の耐震化、防災設備の整備等を促進する必要がある。

### 6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済統への甚大な影響

#### ① 企業の業務継続体制の強化

商工会・商工会議所と連携し、自然災害等に備える小規模事業者の取組を支援する等の計画を作成したものを認定し体制・取組を強化する必要がある。

## 第5章 町地域計画の推進方針

### 第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

第4章第2節の脆弱性評価結果を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するために必要な推進方針を次のとおり定めた。また、推進方針に基づき取り組むべき事業を別紙のとおり設定した。

#### 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

##### 1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模の倒壊による死傷者の発生

###### ① 住宅・建築物の耐震化の促進

市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する。

###### ② 医療・社会福祉施設の耐震化

建物の倒壊を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する。

###### ③ 交通施設、沿線、沿道建物の耐震化

交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが予想されるため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。

###### ④ 無電柱化

電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定される。このため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める。

###### ⑤ 公共施設等の耐震化

活動拠点となる公共施設が被災すると、避難等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を着実に推進する。

また、計画的に老朽化対策に取り組む。

###### ⑥ 造成宅地の防災・減災対策の促進

盛土崩壊等による宅地等の被害を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握対策等を促進する。

### ⑦ 多数の人が利用する建築物の耐震化

不特定多数の人が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、不特定多数の人が利用する建築物については、特に耐震化を促進する。

### ⑧ 防災訓練や防災教育等の推進

学校や職場、地域の自治組織、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する。また、推進にあたっては、消防・警察等の関係機関と更に連携を図る。

### ⑨ 避難生活の環境改善に資する避難所の防災機能等の強化促進

避難生活の環境改善を図るため、トイレ整備や空調設置、バリアフリー化等の避難所における防災機能の強化と避難生活に必要な備蓄品の確保を促進する。

## 1-2 地震に伴う、密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

### ① 消防団や自主防災組織等の充実強化

自主防災組織等の活性化や、消防団の団員確保や使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す等地域防災力の向上を図る。

### ② 火災予防・被害軽減、危険物事故防止対策、電気火災防止等の推進

火災予防及び火災時の被害軽減のため、違反是正の推進並びに感震ブレーカーの普及、キャンペーン等による防火対策の推進等を図る。

### ③ 土地区画整理事業の推進

大規模地震等が発生した場合、住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し、多数の死傷者が発生するなどの被害ことが想定されるため、土地区画整理事業による避難場所の役割を担うオープンスペースの確保し、災害に強いまちづくりを推進する。

### ④ 都市公園事業の推進

市街地での大規模火災が発生することが想定されるため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園等を確保する。

## 1-3 広域にわたる大規模地震等による多数の死者の発生

### ① 避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化の促進等

避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されるため、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組みを推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を進める。

### ② 高規格道路等の整備

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、整備を推進する。

### ③ 南海トラフ地震防災対策推進計画の策定及び対策の促進

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、本町は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、南海トラフ地震防災対策推進計画を策定及びその対策を促進する。

## 1-4 突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

### ① 河川改修等の治水対策の推進

過去に大きな浸水被害が発生した河川において、現在、河道掘削、築堤等の整備を推進している。しかしながら近年、気候変動により水災害が激甚化・頻発化しており、現在の取組について、整備の必要性、緊急性、地元の協力体制など優先度を総合的に判断しながら、より一層の整備推進を図るとともに、河道掘削や河道内樹木の伐採等による流下能力の向上、水防拠点の整備、また河川空間のオープン化等を活かしたあらゆる機会を通じた地域住民の防災意識の啓発等を図る。

### ② 防災情報の高度化、地域水防力の強化

防災情報の高度化、地域水防力の強化、洪水等を想定した避難訓練等のソフト対策を組み合わせ実施しているが、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する。

### ③ 防災情報の高度化

水害リスク情報の充実、浸水常襲箇所への低コストな浸水センサ設置等によるきめ細かな情報提供、水位予測情報の長時間化や精度向上を推進するなど、防災情報の更なる高度化を図る必要がある。

また、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定する。

### ④ 雨量や河川水位などの防災情報の提供

浸水により住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や町ホームページ等による住民への広報に努めていく。

また、今後、道路規制情報や避難所情報など、防災情報の提供を行うことで機能向上を図り、一層の周知及び活用に努め地域防災力の向上を図る。

### ⑤ 内水対策に係る人材育成

広域かつ長期的な市街地の浸水被害が想定される。このため、内水対策をより迅速に対応できる人材の育成を推進する。

## 1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、天然ダムの損壊など）等による多数の死傷者の発生

### ① 治山事業の推進

集中豪雨の発生頻度の増加により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山施設や森林の整備を推進する。

## ② 土砂災害防止施設整備の推進

豪雨のみならず、南海トラフ地震等、将来発生が予想されている大地震を踏まえて、人家が集中している箇所やまちづくり等の観点から特に重要な地域及び社会・経済活動を支える機動的なインフラを守るため、引き続きの砂防施設等の整備により土砂・流木対策を推進する。

## ③ 土砂災害警戒区域等の指定推進

頻発化する土砂災害に対し、高精度な地形図を活用した基礎調査を実施し、引き続き土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、气象台と共同で発表する土砂災害警戒情報の精度向上等に取り組むことで、住民等の円滑な避難を促進する。

## ④ かけ地等に近接する危険住宅の移転促進

かけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進する。

## 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

### 2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

#### ① 消防施設の耐震化・情報通信機能の耐災害性の強化

地域における活動拠点となる消防施設の耐災害性を強化する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。

#### ② 高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、整備を推進する。

#### ③ 消防の体制等強化、災害派遣チーム等の受入

消防において、災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。さらに、緊急消防援助隊、災害派遣医療チーム（DMAT）、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）などの派遣隊の受入体制を整えておく。

#### ④ 災害時に防災拠点となる庁舎等の耐震化

災害時に防災拠点となる庁舎・避難所等について耐震化を進める。

### 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

#### ① 高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、整備を推進する。

## ② 災害時の医療機関の対応マニュアルの作成

災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することも想定した病院防災マニュアル及び業務継続計画（BCP）の作成を促進する。

## ③ ドクターヘリの活用

災害時での緊急対応ができるよう、県が運航するドクターヘリについて、県及び関係機関との連携を強化する。

## 2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死傷者の発生

### ① 災害時に防災拠点となる庁舎等の耐震化（再掲 2-2-④）

災害時に防災拠点となる庁舎・避難所等について耐震化を進める。

### ② 公共施設等の耐震化（再掲 1-1-⑤）

活動拠点となる公共施設等が被災すると避難等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する。  
また、計画的に老朽化対策に取り組む。

### ③ 電力供給遮断時の電力確保

防災拠点において、災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要がある。なお、電力の確保においては、蓄電池等の確保をはじめ、備蓄している非常用発電機については、必要な燃料等の確保と容量の強化を図る。

### ④ 医療・社会福祉施設の耐震化（再掲 1-1-②）

建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する。

### ⑤ 避難所運営マニュアルの策定及びその運営体制の確保

地震発生等の災害時に避難所の運営が円滑に行われるよう、高齢者などの要配慮者や女性、子どものニーズへの対応等を盛り込んだ「避難所運営マニュアル」を策定し、運営体制を整備する。

### ⑥ 応急給水体制の整備

水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障をきたすおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る。

また、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時応援協定に基づき応急給水や応急復旧の応援要請を行う。

### ⑦ 災害時保健活動及びDHEAT受援体制の整備

被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康

危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する。

### ⑧ 高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、整備を推進する。

### ⑨ 避難生活の環境改善に資する避難所の防災機能等の強化促進（再掲 1-1-⑨）

避難生活の環境改善を図るため、トイレ整備や空調設置、バリアフリー化等の避難所における防災機能の強化と避難生活に必要な備蓄品の確保を促進する。

## 2-4 被災地での食料・飲料水、電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

### ① 水道施設の耐震化

水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道事業者に対して、国庫補助を活用した施設整備を助言するなど、水道施設の耐震化を推進する。

### ② 物資輸送ルートの確保

大規模災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することを防止するため、本町と国道・県道を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網を確保する必要がある。

また、道路施設や橋梁などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を確実に実施する。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

### ③ 高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、整備を推進する。

### ④ 備蓄物資の供給体制等の強化

町備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

### ⑤ 応急給水体制の整備（再掲 2-3-⑥）

水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

また、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時応援協定」に基づき応急給水や応急復旧の応援要請を行う。

### ⑥ 受援計画の策定等及び「新物資システム（B-PLo）」の操作方法等の習熟

被災による物資供給に対し、国や県、町内事業者等から物的支援を受ける必要があるため、

この受入体制を整備した受援計画の策定及び物資拠点の拡充等の促進及び受援計画の要素を取り入れた防災訓練等の実施により、物的支援の受援体制を強化する。

また、国の「新物資システム（B-P L o）」を関係機関での情報共有や、被災地のニーズ把握や物資拠点の在庫管理等の手段として活用することが物資の円滑な調達につながることから、防災訓練等を活用して同システムの操作方法等の習熟を促す。

## 2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

### ① 一時滞在施設の確保

帰宅困難者の受入に必要な一時滞在施設の確保を図る。

### ② 備蓄物資の供給体制等の強化（再掲 2-4-④）

町備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

## 2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

### ① 高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、整備を推進する。

### ② 孤立集落を未然に防止するための災害に強い道路づくりの推進

孤立化のおそれのある集落へのアクセスに配慮するため、崩土や落石等の危険性がある箇所  
の法面対策や橋梁の耐震対策などを着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する。

### ③ 行政機関の機能低下の防止

行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する。

### ④ 災害時に防災拠点となる庁舎等の耐震化

災害時に防災拠点となる庁舎・避難所等について耐震化を進める。

### ⑤ 物資輸送ルートの確保（再掲 2-4-②）

大規模災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することを防止するため、本町と国道・県道を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網を確保する必要がある。

また、道路施設や橋梁などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を確実に実施する。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

## 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

### ① 感染症の発生・まん延防止

浸水被害等により、感染症の病原体に汚染された場所が発生するおそれがある。感染症の発生予防・まん延防止のため、消毒作業を行うが、その際、消毒指示を行う保健所と連携に努める。

コロナ禍において、医療機関等で使用するマスク等が不足したことから、医療機関用等のマ

スク、ガウン等を備蓄する。

## ② 下水道BCPの策定

下水施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が予想される。このため、下水道BCPを策定し、下水を速やかに排除、処理する体制を整える。

## 3 必要不可欠な行政機能は確保する

### 3-1 行政機関職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

#### ① 公共施設等の耐震化（再掲 1-1-⑤）

活動拠点となる公共施設等が被災すると避難等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する。

また、計画的に老朽化対策に取り組む。

#### ② 電力供給遮断時の電力確保（再掲 2-3-③）

防災拠点において、災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要がある。なお、電力の確保においては、蓄電池等の確保をはじめ、備蓄している非常用発電機については、必要な燃料等の確保と容量の強化が必要である。

#### ③ BCPの見直し等

業務継続体制を強化するため、町の業務継続計画（BCP）の見直し及び実効性向上を図る。

#### ④ 庁内LAN及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等

庁内LAN（Local Area Network）及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を実施する。

#### ⑤ 受援計画の策定及び防災訓練の実施等による人的支援に係る受援体制の実効性確保

被災による行政機能の大幅な低下に対し、他の自治体から応援職員を受け入れる必要があるため、人的支援の受入体制を整備した受援計画の策定及び受援計画の要素を取り入れた防災訓練等の実施を促進すること等により、人的支援に係る受援体制の実効性を確保強化する。

## 4 経済活動を機能不全に陥らせない

### 4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による企業活動等の停滞

#### ① 食料等の物資供給の確保

大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、道路の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害対策等を着実に推進する。

#### ② 高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、整備を推進する。

### ③ 企業におけるBCP策定等の支援

自然災害等に対する事業継続の備えを怠った場合、売上の急激な減少に見舞われ、事業の縮小や廃業が増える恐れが高まる。また、雇用や技術、ノウハウが失われ、地域経済への影響が危惧される。人手不足等でBCP策定はハードルが高いと感じている企業も多いため、簡易版BCPである事業継続力強化計画の策定や同計画をベースとしたBCPの策定を伴走支援することにより、町内の企業のBCP策定を後押しし、事業継続力を強化する。

### ④ 企業の防災対策関連施設等の整備の支援

東日本大震災を契機として、企業におけるBCPの重要性が高まっており、企業間の取引においてもBCP策定の有無が問われている。

町内企業のBCP対策を促進し、雇用機会の確保を図るため、進出企業が行う防災対策関連の施設・設備の整備を支援する。

## 4-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発に伴う有害物質等大規模拡散・流出

### ① 危険物施設の安全対策等の強化

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時の応急措置等における優先順位を防災規定等に定めるなど地震対策の強化を進める。

### ② 危険物施設等の災害に備えた消防力の強化

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する。

## 4-3 物流機能等の大幅な低下

### ① 道路の防災対策の推進

道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定される。このため、地震、洪水、土砂災害等の道路の防災対策を着実に推進する。

### ② 高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、整備を推進する。

## 4-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響

### ① 食糧等の物資供給確保（再掲 4-1-①）

大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、食料の安定供給の停滞が想定される。このため道路の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害対策等を着実に推進する。

### ② 高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円

滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、整備を推進する。

**③ 備蓄物資の供給体制等の強化（再掲 2-4-④）**

町備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

**④ 受援計画の策定等及び「新物資システム（B-PLo）」の操作方法等の習熟（再掲 2-4-⑥）**

被災による物資供給に対し、国や県、町内事業者等から物的支援を受ける必要があるため、この受入体制を整備した受援計画の策定及び物資拠点の拡充等の促進及び受援計画の要素を取り入れた防災訓練等の実施により、物的支援の受援体制を強化する。

また、国の「新物資システム（B-PLo）」を関係機関での情報共有や、被災地のニーズ把握や物資拠点の在庫管理等の手段として活用することが物資の円滑な調達につながることから、防災訓練等を活用して同システムの操作方法等の習熟を促す。

**⑤ 農道・農道橋の防災・減災対策の推進**

農道・農道橋の被害に伴う食料等の安定供給の停滞等を防止するため、総合的な防災・減災対策を推進する。

**⑥ 農業農村整備に係る防災・減災対策の促進**

農業水利施設のGISデータ整備や、農地浸水マップの作成、農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の開発・共有等により、農業農村整備に係る防災・減災対策を促進する。

**4-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への基大な影響**

**① 応急給水体制の整備（再掲 2-3-⑥）**

水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

また、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時応援協定」に基づき応急給水や応急復旧の応援要請を行う。

**② 水道施設の耐震化（再掲 2-4-①）**

水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道事業者に対して、国庫補助を活用した施設整備を助言するなど、水道施設の耐震化を推進する。

**③ 農業水利施設の戦略的な維持管理・機能強化**

農業水利施設の被害に伴う用水供給途絶等を防止するため、戦略的な維持管理・機能強化を推進する。

#### 4-6 農地・森林や生態系等の被害に伴う町地の荒廃・多面的機能の低下

##### ① 適切な森林整備の推進

適期に施業が行われていない森林や、伐採後植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害の発生するおそれもある。このため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。

##### ② 農地侵食防止対策の推進

豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の侵食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定される。このため、被害を未然に防止するための農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。

##### ③ 治山事業の推進（再掲 1-5-①）

集中豪雨の発生頻度の増加により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山施設や森林の整備を推進する。

##### ④ 鳥獣被害防止対策の推進

野生鳥獣による農林業被害により、営農意欲の減退を招き、荒廃農地の発生の要因となる。このため、鳥獣被害の防止に向けて、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」取組みを、一体的かつ総合的に推進する。

##### ⑤ 鳥獣害対策の強化

鳥獣による被害を受けた森林等は、健全性が低下し荒廃することで、山地災害の発生につながるおそれがある。このような事態を未然に防ぐため、鳥獣害対策を強化する。

##### ⑥ 活動火山周辺地域防災営農対策

桜島の降灰により農作物等が被害を受け、品質低下の原因となることが想定される。このため、ビニールハウスや降灰対策機械等を導入し、品質の向上に努め農家の経営安定を図る。

#### 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

##### 5-1 テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

##### ① 災害に強い情報通信基盤の整備

インターネット等の多様な情報獲得手段も確保していく。

##### ② 情報通信機能の耐災害性の強化等

震度6弱以上の地震が想定される地域では、屋外施設や重要家屋の被災及び電柱の折損などにより通信設備の損壊等が発生し、音声通信やパケット通信の利用困難が想定される。このため、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る。

### ③ 基幹系ネットワークの機器等の冗長化等

基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を実施する。

### ④ 住民への災害情報提供

住民への災害情報提供にあたり、町と自主防災組織などが連携して、災害時に支障をきたさないよう、対策を推進する。

### ⑤ 情報通信手段の多重化、確実化

全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動装置の活用や、防災行政無線の維持・更新及びや消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多重化・確実化を進める。

また、他の情報システムの連携や衛星通信など最新のデジタル技術の活用を進め、より迅速かつ的確な災害情報の把握が可能となるシステムへの機能向上を図る。

さらに、旅行者や高齢者・障害者、外国人等にも配慮した提供手段を確保し多言語やITを活用した分かりやすい情報発信を進める。

## 5-2 ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

### ① 防災拠点等への再エネ設備等の導入促進

災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるよう多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、「災害に強く、環境負荷の小さい地域づくり」を行うために、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入も図る。

### ② 水道施設の耐震化（再掲 2-4-①）

水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障をきたすおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道事業者に対して、国庫補助を活用した施設整備を助言する」など、水道施設の耐震化を促進する。

### ③ 農業集落排水施設の老朽化対策の推進

農業集落排水施設が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に進め、施設の安全性を高める。

### ④ 浄化槽台帳システムの整備等

浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の把握等に利する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る。

### ⑤ し尿処理施設の防災対策の強化

し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障をきたすことが想定され

るため、災害時における施設の代替性確保及び管理主体の連携、管理体制の更なる強化等に努める。

#### ⑥ 下水道BCPの策定（再掲 2-7-②）

下水施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が予想される。このため、下水道BCPを策定し、下水を速やかに排除、処理する体制を整える。

### 5-3 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

#### ① 災害時の物資等輸送ルートの代替性・冗長性の確保

陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、地震、水害、土砂災害、雪害、降灰対策等を着実に進めるとともに、緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワーク構築や輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能過重等の情報を道路管理者間で共有する。

#### ② 高規格道路等の整備（再掲 1-3-②）

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、整備を推進する。

## 6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態

#### ① 流域治水の推進

気候変動による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河道の拡幅などのハード対策や水位情報の提供などのソフト対策をはじめ、あらゆる関係者が協働して水災害対策を実施する流域治水プロジェクトの取組を重点的・集中的に実施する。

また、流域治水を強力に推進するための法的枠組みとなる「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、特定都市河川の指定や流域水害対策協議会の設置による流域治水の取組体制の強化を図り、総合的な浸水被害対策を盛り込んだ流域水害対策計画に基づき取組を推進する。

#### ② 里山林等の保全管理

大規模災害が発生した場合、山林や幹線道路沿線等の公益上重要な森林が荒廃することが想定される。防災の観点から森林環境の保全を図る。

### 6-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い振興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

#### ① 建設関係団体との応急復旧体制の強化、建設業における防災・減災の担い手確保・育成

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結等の取組みが進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者）の育成の視点に基づく横断的な取組みは行われていない。

また、地震、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労

環境の改善等を図る。

## ② 被災者台帳作成の事前準備の促進

大規模災害時の市町村においては、避難所の管理運営、住家の被害認定調査など膨大な被災者支援業務が発生することが想定されることから、市町村において、被災者台帳作成に資するクラウド型被災者支援システムの導入検討などの事前準備を促進する。

## ③ 災害教訓の伝承による防災啓発の取組促進

過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝承するため、大規模災害に関する記録を整理・保存するとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えて、防災啓発を図る。

### 6-3 大量に発生する災害廃棄物処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

#### ① 循環型社会形成推進交付金等を活用した廃棄物処理施設等の整備の促進

大規模自然災害が発生した場合、廃棄物処理施設やし尿処理施設が被災し、生活ごみやし尿の処理に支障を来すことが想定される。このため、市町村における廃棄物処理施設等の耐震対策等を促進する。

#### ② 災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む。

#### ③ 災害廃棄物処理計画の実効性の確保・向上

大規模自然災害が発生した場合、その被害は広域にわたり、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難となることが想定される。早急な復旧復興のためには、災害廃棄物の仮置き場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進めることに加え、災害廃棄物処理計画の確認・見直しや人材育成を行うなど、計画の実行性向上の確保・向上に資する、平時からの取り組みを促進する。

### 6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

#### ① 応急仮設住宅建設候補地リスト作成

応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、がけ崩れや浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう、定期的な情報更新を行う。

#### ② 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定

災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定して事前訓練等を実施する。

**③ 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供**

災害時において、迅速に借上型応急仮設住宅を供給するため、県や関係機関等との連携を図る。

**6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失**

**① 災害時の対応力向上のためのコミュニティ力強化**

災害が起きた時の町民の対応力を向上するためには、コミュニティ力を構築する必要がある。本町においては、公民会や区公民館の活動支援のほか、自主防災組織によるハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりや、セーフコミュニティの推進等、コミュニティ力を強化するための支援等の取組みを充実させる。

**② 文化財の保護管理**

文化財の所有者、または管理者に対する防災体制の確立指導を行い、文化財の耐震化、防災設備の整備等を促進する。

**6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済統への甚大な影響**

**① 企業の業務継続体制の強化**

商工会・商工会議所と連携し、自然災害等に備える小規模事業者の取組を支援する等の計画を作成したものを認定し体制・取組を強化する。

## 第2節 指標

推進方針で示した本町の主な優先すべき取組みの進捗状況を把握するための指標を、次のとおり設定した。

No.	指標名	令和2年度 現状	令和7年度 現状 (目標)	令和12年度 目標	リスク シナリオ
1	住宅の耐震化率	75.6%	84.0% (95%)	概ね解消	1-1
2	公営住宅耐震化率	76.6%	86.4% (95%)	概ね解消	1-1、2-4、2-6
3	道路改良及び舗装の 補修等	32 路線/年	27 路線/年 (35 路線/年)	30 路線/年	1-3、2-4、2-6
4	道路網の舗装率	85.7%	86.5% (86.7%)	87.3%	1-3、2-4、2-6
5	橋梁長寿命化修繕 計画(補修)	4 箇所/年	2 箇所/年 (5 箇所/年)	5 箇所/年	1-3、2-4、2-6
6	非常食備蓄数	6,270 食	7,034 食 (1,600 名×3 食× 3 日分=14,400 食)	5,850 食 (新目標数: 650 名 ×3 食×3 日分)	2-4、2-5、4-5
7	自主防災組織率	96.8%	97% (100%)	100%	1-2、2-1、6-5
8	伐採後の再造林率	7%	33% (67%(R10))	67%(R12)	4-6
9	水道管路の耐震化率	2.06%	2.64% (4.5%)	3.0%	2-4、4-5、5-2

## 第6章 本計画の推進

### 第1節 町の他の計画等の必要な見直し

本計画は、地域の強靱化の観点から、町における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、町地域計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じてないようの修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行う。

### 第2節 町地域計画の進捗管理

町地域計画の進捗管理は、P D C A（Plan-Do-Check-Action）サイクルにより行うこととし、毎年度、指標や各施策の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていくこととする。

### 第3節 リスクシナリオごとの施策の推進と重点化

推進方針の策定に当たっては、限られた資源で効率的・効果的に地域強靱化を進めるため、施策の重点化を行いながら進める必要がある。

このため、第4章で実施した脆弱性評価の結果を踏まえ、「人命の保護」を最優先として、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度などの視点や、国の基本計画との一体性等を総合的に勘案し、28の「回避すべき起きてはならない最悪の事態」のうち、重点化すべきリスクシナリオとして、次のとおり、16のリスクシナリオを選定した。

この重点化したリスクシナリオについては、その重要性に鑑み、進捗状況、関係課等における施策の具体化の状況等を踏まえつつ、さらなる重点化を含め取組の一層の推進に努めるものとする。

事前に備えるべき目標 (5)		重点化すべき回避すべき起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ) (16)	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生
		1-2	地震に伴う、密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模地震等による多数の死者の発生
		1-4	突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、天然ダムの損壊など）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

	動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水、電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響
		4-6	農地・森林や生態系等の被害に伴う町地の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
		5-3	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

### 【重点化の視点】

事項	内容
影響の大きさ	当該施策を講じない場合、大規模自然災害の発生時にどの程度重大な影響を及ぼすか。
緊急度	想定するリスクに照らし、どの程度の緊急性があるか。
施策の進捗	全国水準や指標目標に照らし、どの程度進捗しているか。
平時の活用	当該施策が、大規模自然災害の発生時のみならず、平時の課題解決にも有効に機能するものか。
地域特性	当該施策が、本県の地域特性に関し効果的かどうか。

## 用語解説

### か行

#### ・業務継続計画（BCP）

BCPはBusiness Continuity Planの略。災害や事故等の発生により、利用できる資源に制約がある状況下においても、重要業務を中断させず、中断した場合でも迅速に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画。

### さ行

#### ・災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）

被災自治体の保健医療分野の指揮調整機能の円滑な実施のための応援を行う。

#### ・サプライチェーン

原材料・部品の供給、輸送、生産、販売などの製品の全体的な流れに携わる複数の企業間の連携を、一つの連続したシステムとして捉えた場合の名称。

#### ・ストックヤード

災害廃棄物を一時的に保管する施設。

#### ・Jアラート（全国瞬時警報システム）

大規模災害や武力攻撃事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報を、通信衛星を利用して、瞬時に地方自治体に伝達する。

### た行

#### ・TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）

大規模な自然災害等に際して、被災地の早期復旧等に対する技術的支援を行う。

#### ・DMAT（災害派遣医療チーム）

大規模災害が発生した現場等において、災害急性期（おおむね48時間以内）の活動を担う。

### は行

#### ・ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経

路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

## ら行

### ・リダンダンシー

余分な部分が付加されていること。またそれにより機能の安定化が図られていること。冗長性ともいう。

### ・ラストマイル

物資の最終拠点から目的地（避難所等）までの最後の区間。

## さつま町地域強靱化計画

地域強靱化推進方針に基づく取組み等一覧(計画期間:令和8年度～令和12年度)

○交通施設, 沿道建物の耐震化, 避難路の確保, 耐震化の促進等								
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
避難路の確保、防災対策及び老朽化対策	新地方創生道整備交付金事業	交付金事業	川口平川線	—	道路改良・舗装	町	内閣府	
	社会資本整備総合交付金事業	交付金事業	屋地佐志線	—	道路改良・舗装	町	国土交通省	
	社会資本整備総合交付金事業	交付金事業	虎居東線	—	道路改良・舗装	町	国土交通省	
	社会資本整備総合交付金事業	交付金事業	川原線	—	道路改良・舗装	町	国土交通省	
	社会資本整備総合交付金事業	交付金事業	鶴宮線	—	道路改良・舗装	町	国土交通省	
	電源立地地域対策補助金事業	補助事業	柘野線	—	舗装補修	町	経済産業省	
	電源立地地域対策補助金事業	補助事業	川口薩摩湯田停車場線	—	舗装補修	町	経済産業省	
	原子力発電基盤設備交付金事業	補助事業	永野線	—	舗装補修	町	経済産業省	
	原子力発電基盤設備交付金事業	補助事業	グリーンロード5号線	—	舗装補修	町	経済産業省	
	過疎対策道路整備事業	起債事業	池之野大谷線	—	道路改良・舗装	町	財務省	
	過疎対策道路整備事業	起債事業	永牟田線	—	道路改良・舗装	町	財務省	
	過疎対策道路整備事業	起債事業	菅元線	—	道路改良・舗装	町	財務省	
	過疎対策道路整備事業	起債事業	並木線	—	道路改良・舗装	町	財務省	1-3
	過疎対策道路整備事業	起債事業	京塚原採捕場線	—	道路改良・舗装	町	財務省	1-4
	過疎対策道路整備事業	起債事業	青芝野2号線	—	道路改良・舗装	町	財務省	2-4
	過疎対策道路整備事業	起債事業	大願寺長岡線	—	道路改良・舗装	町	財務省	2-6
	過疎対策道路整備事業	起債事業	佐志本通り線	—	道路改良・舗装	町	財務省	4-1
	過疎対策道路整備事業	起債事業	川口線	—	道路改良・舗装	町	財務省	4-3
	過疎対策道路整備事業	起債事業	篠田線	—	道路改良・舗装	町	財務省	
	過疎対策道路整備事業	起債事業	大角西平線	—	道路改良・舗装	町	財務省	
	過疎対策道路整備事業	起債事業	田原線	—	道路改良・舗装	町	財務省	
	過疎対策道路整備事業	起債事業	田之頭線	—	道路改良・舗装	町	財務省	
	過疎対策道路整備事業	起債事業	宇堂山日露線	—	道路改良・舗装	町	財務省	
	緊急防災・減災事業	起債事業	屋地佐志線	—	道路改良・舗装	町	財務省	
	緊急防災・減災事業	起債事業	愛宕下船木線	—	道路改良・舗装	町	財務省	
	緊急防災・減災事業	起債事業	二渡川口線	—	道路改良・舗装	町	財務省	
緊急防災・減災事業	起債事業	倉内工業団地3号線	—	道路改良・舗装	町	財務省		
緊急防災・減災事業	起債事業	大川内線	—	道路改良・舗装	町	財務省		

道路施設の耐震化等(避難路の確保、防災対策及び老朽化対策)	道路メンテナンス事業	補助事業	鶴田ダム1・2号線	竹之元橋	橋梁修繕	町	国土交通省	1-3 1-4 2-4 2-6 4-1 4-3
	道路メンテナンス事業	補助事業	グリーンロード2号線	鶴宮橋	橋梁修繕	町	国土交通省	
	道路メンテナンス事業	補助事業	小川田中津川線	小川田橋	橋梁修繕	町	国土交通省	
	道路メンテナンス事業	補助事業	グリーンロード1号線	雲母橋	橋梁修繕	町	国土交通省	
	道路メンテナンス事業	補助事業	グリーンロード2号線	紫尾大橋	橋梁修繕	町	国土交通省	
	道路メンテナンス事業	補助事業	五日町川口梁原線	梁原橋	橋梁修繕	町	国土交通省	
	道路メンテナンス事業	補助事業	上平川西線	迫地橋	橋梁修繕	町	国土交通省	
	道路メンテナンス事業	補助事業	グリーンロード1号線	岩山橋	橋梁修繕	町	国土交通省	
	道路メンテナンス事業	補助事業	黒岩線	黒岩橋	橋梁修繕	町	国土交通省	
	道路メンテナンス事業	補助事業	宇堂山広橋線	尾原橋	橋梁修繕	町	国土交通省	
	道路メンテナンス事業	補助事業	宮前境田線	第2野平橋	橋梁修繕	町	国土交通省	
	道路メンテナンス事業	補助事業	前平線	前平橋	橋梁修繕	町	国土交通省	
	道路メンテナンス事業	補助事業	古井手2号線	平成黒鳥橋	橋梁修繕	町	国土交通省	
	道路メンテナンス事業	補助事業	永野西部線	築平大橋	橋梁修繕	町	国土交通省	
	道路メンテナンス事業	補助事業	中間線	中間橋	橋梁撤去	町	国土交通省	
<b>○河川改修等の治水対策の推進</b>								
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
都市下水路の整備	防災・安全社会資本整備交付金事業	交付金事業	虎居・轟原・豊川都市下水路	—	下水路修繕	町	国土交通省	1-4
<b>○都市公園事業の推進</b>								
関連施設名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
都市公園の整備	社会資本整備総合交付金事業	交付金事業	北薩広域公園・宮之城運動公園	—	園地整備ほか	町	国土交通省	1-2
<b>○造成宅地の防災・減災対策の推進</b>								
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
大規模盛土造成地マップの精度の向上	大規模盛土造成地調査事業	交付金事業		—	地盤調査	町	国土交通省	1-1
<b>○災害に強い住まい・まちづくり</b>								
関連施設名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
	災害に強い住まい・まちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業等、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、空き家対策総合支援事業、公営住宅等ストック総合改善事業を推進する。					町	国土交通省	1-1
<b>○水道施設の耐震化対策の推進</b>								
関連施設名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
水道施設の耐震化	基幹水道構造物の耐震化事業	補助金事業	町内一円	—	基幹水道構造物耐震化	町	国土交通省	2-4 4-5
	水道管路緊急改善事業	補助金事業	町内一円	—	水道基幹管路更新	町	国土交通省	5-2

### ○消防施設の耐震化，消防の体制等強化，救助活動能力の充実向上等

関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
防火水槽の整備	耐震性貯水槽設置工事	補助金事業	令和8年度(2基)	—	耐震性貯水槽(40t)設置	町	総務省	1-2 2-1
	耐震性貯水槽設置工事	補助金事業	令和10年度(2基)	—	耐震性貯水槽(40t)設置	町	総務省	
	耐震性貯水槽設置工事	補助金事業	令和12年度(2基)	—	耐震性貯水槽(40t)設置	町	総務省	
消防の体制等強化、救助活動能力の充実向上等	救急車両整備事業(常備)	起債事業	令和8年度 高規格救急自動車	—	消防本部高規格救急自動車(資器材込)購入	町	総務省	
	消防車両整備事業(常備)	起債事業	令和9年度 指揮車	—	消防本部指揮車購入	町	総務省	
	消防車両整備事業(常備)	起債事業	令和10年度 救助工作車	—	消防本部救助工作車購入	町	総務省	
	消防車両整備事業(常備)	起債事業	令和11年度 資器材搬送車	—	消防本部資器材搬送車購入	町	総務省	
	救急車両整備事業(常備)	起債事業	令和12年度 高規格救急自動車	—	消防本部高規格救急自動車(資器材込)購入	町	総務省	
	北薩3消防本部指令センター整備事業	起債事業	令和12年度北薩3消防本部指令センター	—	北薩3消防本部指令センターシステム機器中間更新	協議会	総務省	
	フレーム式急速展張テント一式整備事業	起債事業	令和12年度フレーム式急速展張テント一式	—	フレーム式急速展張テント一式購入	町	総務省	

### ○学校施設の耐震化等の推進

関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
長寿命化改良事業	長寿命化事業	交付金事業	盈進小学校	—	校舎等改修	町	文部科学省	1-1 2-3 3-1
	長寿命化事業	交付金事業	佐志小学校	—	校舎等改修	町	文部科学省	

### ○学校施設のトイレ洋式化の推進

関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
大規模改造(質的整備)	トイレ改修	交付金事業	山崎小学校	—	トイレ洋式化	町	文部科学省	2-3 2-7
	トイレ改修	交付金事業	盈進小学校	—	トイレ洋式化	町	文部科学省	
	トイレ改修	交付金事業	宮之城中学校	—	トイレ洋式化	町	文部科学省	

### ○食品流通拠点整備の推進

関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
卸売市場施設整備	農業農村施設管理事業	管理事業	公設地方卸売市場	—	卸売市場施設整備	町	農林水産省	4-4 4-5

### ○農地浸食防止対策などの推進

関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
農地侵食防止対策	中山間地域等直接支払交付金事業	交付金事業	上平川集落協定ほか	—	農業生産条件の不利益な地域等において農用地を維持・管理していくための取組み	集落協定	農林水産省	1-4 1-5 4-6
	環境保全型農業直接支援対策事業	交付金事業	環境保全型農業者グループ	—	地球温暖化防止や生物多様性等に効果の高い営農活動	農業者等	農林水産省	

### ○降灰対策の推進

関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
活動火山周辺地域防災営農対策	活動火山周辺地域防災営農対策事業	補助事業	生産組合	—	ビニールハウス・降灰対策機械導入	生産組合	農林水産省	4-4 4-6

○鳥獣被害防止対策の推進, 鳥獣害対策の強化								
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
鳥獣被害防止対策	鳥獣被害防止総合対策交付金事業	交付金事業	町内一円	—	ワイヤーメッシュ柵、電気柵	協議会	農林水産省	4-6
	鳥獣被害防止総合対策交付金事業	交付金事業	町内一円	—	生息状況等調査員の配置、捕獲器等の購入、協議会の開催	協議会	農林水産省	
	鳥獣被害防止総合対策交付金事業	交付金事業	町内一円	—	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの捕獲	町	農林水産省	
○林道の整備推進								
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
林道の整備	地方創生道整備交付金	交付金事業	白男川泊野線	—	新設	県	内閣府	2-6 5-3
	農山漁村地域整備交付金事業	交付金事業	宮田市野線	—	橋梁補修	町	農林水産省	
	農山漁村地域整備交付金事業	交付金事業	七尾線	1号～3号橋	橋梁補修	町	農林水産省	
	農山漁村地域整備交付金事業	交付金事業	紫尾町山線	—	橋梁補修	町	農林水産省	
	農山漁村地域整備交付金事業	交付金事業	山仁田線	—	橋梁補修	町	農林水産省	
	農山漁村地域整備交付金事業	交付金事業	立山線	—	橋梁補修	町	農林水産省	
	農山漁村地域整備交付金事業	交付金事業	茶屋岡線	—	橋梁補修	町	農林水産省	
○治山事業の整備推進								
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
治山事業の推進	復旧治山事業	補助事業	山崎餘ヶ城地区	—	山腹工	県	農林水産省	1-5 4-6
	復旧治山事業	補助事業	神子水洗地区	—	溪間工	県	農林水産省	
	復旧治山事業	補助事業	神子打込地区	—	溪間工	県	農林水産省	
	復旧治山事業	補助事業	平川荒屋舗地区	—	溪間工	県	農林水産省	
	林地荒廃防止事業	補助事業	船木橋ノ元地区	—	山腹工	県	農林水産省	
○農道の整備推進								
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
農道の整備	県営中山間総合整備事業	交付金事業	さつま北部	—	農道・水路等整備	県	農林水産省	4-4
○農業用ため池の防災対策								
関連施設名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
農業用ため池の防災減災	ため池等整備事業	補助事業	大窪池	—	ため池整備	県	農林水産省	1-4
	ため池等整備事業	補助事業	大迫塘池	—	ため池整備	県	農林水産省	
	ため池等整備事業	補助事業	平川下塘池	—	ため池整備	県	農林水産省	
	ため池等整備事業	補助事業	小松原池	—	ため池整備	県	農林水産省	
	ため池等整備事業	補助事業	早谷池	—	ため池整備	県	農林水産省	
	ため池等整備事業	補助事業	湯田新塘池	—	ため池整備	県	農林水産省	
	ため池等整備事業	補助事業	湯田古塘池	—	ため池整備	県	農林水産省	

○防災インフラの維持管理・更新等

関連施設名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
防災インフラの維持管理・更新	多面的機能支払交付金事業	交付金事業	さつま町内一円	—	農地及び農業用施設維持管理・補修	町	農林水産省	1-3 1-4 1-5 4-6
	県営中山間総合整備事業	交付金事業	さつま北部	—	水路等整備	県	農林水産省	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業	交付金事業	船木地区	—	パイプライン施設補修	県	農林水産省	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業	交付金事業	佐志地区	—	パイプライン施設補修	県	農林水産省	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業	交付金事業	久富木地区	—	パイプライン施設補修	県	農林水産省	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業	交付金事業	平川地区	—	パイプライン施設補修	県	農林水産省	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業	交付金事業	佐志水路	—	水路施設補修	県	農林水産省	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業	交付金事業	時吉水路	—	水路施設補修	県	農林水産省	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業	交付金事業	二渡放水門	—	水門補修	県	農林水産省	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業	交付金事業	二渡新田用水路	—	水路施設補修	町	農林水産省	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業	交付金事業	白男川中水路	—	パイプライン施設補修	県	農林水産省	1-3 1-4 1-5 4-6
	農業水路等長寿命化・防災減災事業	交付金事業	一ツ木水路	—	パイプライン施設補修	県	農林水産省	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業	交付金事業	甫立原水路	—	パイプライン施設補修	県	農林水産省	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業	交付金事業	大畝町揚水機場	—	揚水機施設補修	県	農林水産省	
	農業用河川工作物応急対策事業	交付金事業	大坪地区	—	頭首工改修	県	農林水産省	

○農業集落排水施設の老朽化対策の推進

	事業名	事業種別	路線名・河川名等	工区名	事業概要	事業主体	関係府省庁	リスクシナリオ
農業集落排水施設の老朽化対策の推進	農村整備事業(調査計画事業)	補助金事業	宮之城東部地区	—	計画策定業務	町	農林水産省	5-2
	農村整備事業(農業集落排水施設整備事業)	補助金事業	宮之城東部地区	—	機械・電気工事ほか	町	農林水産省	

## 鹿児島県地域強靱化計画（さつま町分）

## 地域強靱化推進方針に基づく取組等一覧(計画期間：令和7年度～令和11年度)

※ 表中の「5か年加速化対策」は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に関する中長期目標一覧」の対策名に対応する番号を記載

都市公園事業の推進・指導												
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	5か年加速化対策	リスクシナリオ
都市公園の整備	公園施設長寿命化対策支援事業	交付金事業	北薩広域公園	2021～2029	2.5億円	-	さつま町	公園施設改修	県	国土交通省	-	1-1,1,2-2,5
高規格道路等の整備推進												
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	5か年加速化対策	リスクシナリオ
避難路の確保等(防災対策及び老朽化対策)	道路補修(舗装)事業	交付金事業	(主)宮之城加治木線外	2025～2029	1.9億円	広瀬外	さつま町	舗装補修	県	国土交通省	-	1-3,2-1,2-2,5-3,5-4
避難路の確保等(防災対策及び老朽化対策)	道路補修(舗装)事業	交付金事業	(国)267号外	2025～2029	9.4億円	求名外	さつま町	舗装補修	県	国土交通省	-	1-3,2-1,2-2,5-3,5-4
道路の防災対策の推進												
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	5か年加速化対策	リスクシナリオ
道路の法面・盛土の土砂災害防止対策	道路災害防止事業	交付金事業	(国)269号	2023～2026	1.0億円	虎居	さつま町	排水施設対策	県	国土交通省	-	1-3,2-1,2-2,5-3,5-4
河川改修等の治水対策の推進												
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	5か年加速化対策	リスクシナリオ
直轄河川改修	一般河川改修事業	直轄事業	一級河川 川内川	-	-	-	薩摩川内市, さつま町, 伊佐市, 湧水町	引堤, 掘削等	国	国土交通省	-	1-3,1-4,2-6
直轄河川改修	総合水循環整備事業	直轄事業	一級河川 川内川	-	-	-	薩摩川内市, さつま町, 伊佐市, 湧水町	護岸, 高水敷整正等	国	国土交通省	-	1-3,1-4,2-6
直轄河川改修	河川維持修繕事業	直轄事業	一級河川 川内川	-	-	-	薩摩川内市, さつま町, 伊佐市, 湧水町	施設修繕等	国	国土交通省	-	1-3,1-4,2-6
土砂災害防止施設整備の推進												
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	5か年加速化対策	リスクシナリオ
土石流対策	火山砂防事業	交付金事業	-	2025～2028	1.5億円	五反田川	さつま町	堰堤工	県	国土交通省	-	1-5
土石流対策	通常砂防事業	交付金事業	-	2025～2027	3.0億円	母ヶ野川2	さつま町	堰堤工	県	国土交通省	-	1-5
土石流対策	通常砂防事業	交付金事業	-	2025～2029	2.0億円	菜田1	さつま町	堰堤工	県	国土交通省	-	1-5
土石流対策	通常砂防事業	交付金事業	-	2025～2026	1.4億円	菜田2	さつま町	堰堤工	県	国土交通省	-	1-5
土石流対策	通常砂防事業	交付金事業	-	2025～2026	1.4億円	菜田3	さつま町	堰堤工	県	国土交通省	-	1-5
土石流対策	通常砂防事業	交付金事業	-	2025～2025	0.5億円	観音平川	さつま町	堰堤工	県	国土交通省	-	1-5
がけ崩れ対策	急傾斜地崩壊対策事業	交付金事業	-	2025～2029	1.3億円	屋地1地区	さつま町	法面工	県	国土交通省	-	1-5
がけ崩れ対策	急傾斜地崩壊対策事業	交付金事業	-	2025～2029	1.1億円	屋地2地区	さつま町	法面工	県	国土交通省	-	1-5
がけ崩れ対策	急傾斜地崩壊対策事業	交付金事業	-	2025～2029	1.3億円	井手下1地区	さつま町	法面工	県	国土交通省	-	1-5
土砂・洪水氾濫対策の推進												
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	5か年加速化対策	リスクシナリオ
土石流対策	事業間連携砂防等事業(通常砂防)	補助事業	-	2025～2027	3.1億円	紫尾川	さつま町	堰堤工	県	国土交通省	-	1-5
循環型社会形成推進交付金等を活用した廃棄物処理施設等の整備の促進												
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	5か年加速化対策	リスクシナリオ
廃棄物処理施設の整備	基幹的設備改良事業	交付金事業	し尿処理施設	2027～2029	34.7億円	-	北薩広域行政事務組合	し尿処理施設改良	北薩広域行政事務組合	環境省	-	6-3
廃棄物処理施設の整備	マテリアルリサイクル推進施設	交付金事業	北薩エネクリン	2025	0.9億円	-	北薩広域行政事務組合	ストックヤード整備	北薩広域行政事務組合	環境省	-	6-3
地籍調査												
関連施策名	事業名	事業種別	路線名・河川名等	期間	総事業費	工区名	対象市町村	事業概要	事業主体	関係府省庁	5か年加速化対策	リスクシナリオ
地籍調査	地籍調査事業	交付金事業	-	2025～2029	32.6億円	鹿児島市外20市町村	鹿児島市外20市町村	地籍調査	市町村	国土交通省	-	6-4

## 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援等に係る交付金・補助金についての問い合わせ先

(令和7年4月時点)

府省庁名	No.	交付金・補助金名等の名称等	担当課(室)	電話番号
内閣府	1	新しい地方経済・生活環境創生交付金 (第2世代交付金) インフラ整備事業	地方創生推進事務局	03-5510-2456
警察庁	2	都道府県警察施設整備費補助金(一般施設整備費補助金)	長官官房会計課	03-3581-0141
	3	都道府県警察施設整備費補助金(交通安全施設等整備費補助金)	交通局交通規制課	
こども家庭庁	4	次世代育成支援対策施設整備交付金	こども家庭庁成育局参事官(事業調整担当) 付施設調整等業務担当室	03-6863-0286
	5	就学前教育・保育施設整備交付金	こども家庭庁成育局保育政策課 こども家庭庁成育局参事官(事業調整担当) 付施設調整等業務担当室	03-6858-0043 03-6863-0286
総務省	6	放送ネットワーク整備支援事業費補助金 ①地上基幹放送ネットワーク整備事業 ②ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業	①情報流通行政局地上放送課 ②情報流通行政局地域放送推進室	①03-5253-5737 ②03-5253-5808
	7	無線システム普及支援事業費等補助金	情報流通行政局地上放送課	03-5253-5949
	8	消防防災施設整備費補助金	消防庁消防・救急課	03-5253-7522
	9	緊急消防援助隊設備整備費補助金		
文部科学省	10	学校施設環境改善交付金	大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課	03-6734-2466
	11	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 ①国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 ②国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業(耐震関係) ③伝統的建造物群基盤強化事業 ④歴史活き活き! 史跡等総合活用整備事業 ⑤地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 ⑥民俗文化財の保存修理等 ⑦国宝・重要文化財等美術工芸品保存修理技術強化事業 ⑧重要文化的景観保護推進事業	①文化庁文化資源活用課 ② " " ③ " " ④ " " ⑤文化庁文化財第二課 ⑥文化庁文化財第一課 ⑦ " " ⑧文化庁文化資源活用課	①075-451-9681 ② " " ③ " " ④ " " ⑤075-451-9759 ⑥075-451-9708 ⑦ " " ⑧075-451-9663
	12	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金	文化庁文化資源活用課	075-451-9673
厚生労働省	13	地方改善施設整備費補助金	社会・援護局地域福祉課	03-5253-1111(内線2857)
	14	社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金	社会・援護局福祉基盤課	03-5253-1111(内線2866)
	15	社会福祉施設等施設整備費補助金	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	03-5253-1111(内線3035)
	16	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	老健局高齢者支援課	03-5253-1111(内線3927)
農林水産省	17	強い農業づくり総合支援交付金(卸売市場施設整備)	大臣官房新事業・食品産業部食品流通課卸売市場室	03-6744-2059
	18	農村地域防災減災事業	農村振興局整備部防災課	03-6744-2210
	19	農山漁村地域整備交付金	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200
	20	農業水路等長寿命化・防災減災事業	農村振興局整備部水資源課	03-3502-6246
	21	農山漁村振興交付金	農村振興局農村政策部農村計画課	03-6744-2493
	22	鳥獣被害防止総合対策交付金	農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室	03-3591-4958
	23	治山事業	林野庁森林整備部治山課	03-6744-2308
農林水産省	24	森林整備事業(林道整備事業のうち山村強靱化林道整備)	林野庁森林整備部整備課	03-6744-2303
	25	林業・木材産業循環成長対策	林野庁森林整備部治山課	03-3501-4756
	26	森林・山村地域活性化振興対策	林野庁森林整備部森林利用課	03-3502-0048
経済産業省	27	石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金	資源エネルギー庁燃料流通政策室	03-3501-1320
国土交通省	28	防災・安全交付金	大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室	03-5253-8967
	29	住宅市街地総合整備促進事業費補助 ①密集市街地総合防災事業 ②空き家対策総合支援事業 ③地域居住機能再生推進事業 ④住宅・建築物防災力緊急促進事業	①住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室	①03-5253-8517
			②住宅局住宅総合整備課 住環境整備室	②03-5253-8508
			③住宅局住宅総合整備課	③03-5253-8507
			④住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室	④03-5253-8517
	30	地籍調査費負担金	政策統括官付地理空間情報課地籍整備室	03-5253-8384
	31	地籍整備推進調査費補助金		03-5253-8383
	32	特定洪水対策等推進事業費補助	水管理・国土保全局治水課	03-5253-8455
	33	特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助		
	34	堰堤改良費補助	水管理・国土保全局河川環境課流水管理室	03-5253-8449
	35	特定土砂災害対策推進事業費補助	水管理・国土保全局砂防部砂防計画課	03-5253-8466
	36	下水道防災事業費補助	水管理・国土保全局下水道事業課	03-5253-8430
	37	水道施設整備費補助	水管理・国土保全局水道事業課	03-5253-8819
	38	都市安全確保促進事業費補助金	都市局まちづくり推進課	03-5253-8406
	39	無電柱化推進事業費補助		
	40	道路交通安全施設等整備事業費補助	道路局環境安全・防災課	03-5253-8495
	41	道路更新防災等対策事業費補助		
	42	地域連携道路事業費補助		
43	交通連携道路事業費補助			
44	道路交通円滑化事業費補助			

(令和7年4月時点)

環境省	45	自然環境整備交付金	自然環境局自然環境整備課	03-5521-8281
	46	環境保全施設整備交付金		
	47	循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	03-5501-3155
	48	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自 律・分散型エネルギー設備等導入推進事業	大臣官房地域脱炭素事業推進課	03-5521-8233
	49	循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設分）	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	03-5521-8337
	50	廃棄物処理施設整備交付金 （大規模災害に備えた廃棄物処理体制拠点整備事業）		

出典：国土強靱化年次計画2025 内閣官房 国土強靱化推進室